

# 火災危険性を有するおそれのある物質等に関する調査検討会（令和元年度第1回）議事要旨

## 1 開催日時

令和元年5月17日（金）10時00分から11時30分まで

## 2 開催場所

消防庁第一会議室

## 3 出席者

（1）委員（敬省略、順不同）

田村 昌三（座長）、新井 充、岩田 雄策、鶴田 俊、三宅 淳巳、八木 伊知郎

（2）オブザーバー

加藤 優奈（厚生労働省）、佐藤 康博（消防研究センター）

（3）事務局

渡辺 剛英、内藤 浩由、小島 正嗣、安田 哲朗

## 4 配布資料

【冊子】火災危険性を有するおそれのある物質等に関する調査報告書（平成30年度）

（資料Ⅰ－1）火災危険性を有するおそれのある物質等に関する調査報告書（平成30年度）の概要

（資料Ⅰ－2）「火災危険性を有するおそれのある物質」の調査方法（案）※

（資料Ⅰ－3）「消防活動阻害物質」の調査方法（案）

（資料Ⅰ－4）工業標準化法改正に伴う対応について（案）

（資料Ⅰ－5）臭素酸カリウムに係る対応について（案）

（資料Ⅰ－6）今後の検討会スケジュールについて（案）

〔参考資料Ⅰ－1〕開催要綱

〔参考資料Ⅰ－2〕委員等名簿

〔参考資料Ⅰ－3〕一般化学物質等の製造・輸入数量（平成29年度実績）※

〔参考資料Ⅰ－4－1〕消防法令抜粋①（消防法上の危険物の定義、試験方法など）

〔参考資料Ⅰ－4－2〕消防法令抜粋②（消防活動阻害物質関係）

〔参考資料Ⅰ－5〕平成30年度第3回検討会議事要旨

※非公開情報を含むため一部委員限り。

## 5 開会

## 6 危険物保安室長あいさつ

## 7 委員等紹介

参考資料Ⅰ－2により委員、オブザーバー及び事務局の紹介を行った。

## 8 座長選出

開催要綱（参考資料Ⅰ－１）に基づき、委員の互選によって田村委員が座長に選出された。また、座長から座長代理として、鶴田委員が指名された。

## ９ 議事内容

- （１）「火災危険性を有するおそれのある物質等に関する調査報告書（平成 30 年度）の概要」について

事務局から資料Ⅰ－１により説明を行った。

- （２）「火災危険性を有するおそれのある物質」の調査方法（案）について

事務局から資料Ⅰ－２により説明を行い、異論なく了承された。

- （３）「消防活動阻害物質」の調査方法（案）について

事務局より資料Ⅰ－３により説明を行い、異論なく了承された。

- （４）工業標準化法改正に伴う対応について（案）

事務局より資料Ⅰ－４により説明を行ったところ、以下の質疑があった。

【委員】規格を変えるときは議事録が残っているはず。用語であるのか、社会的事情であるのか、何らかの経緯があるはずなので調査してみてはどうか。まず改正の趣旨を捉えることが重要と考える。

【委員】一覧にある J I S については、すべて初めての改正なのか？ J I S が変更される都度、改正してきたわけではないのか？

【委員】確認であるが、J I S は常に最新のものを引用するのではないのか？

【事務局】通常、法令には J I S の年号は引用しないが、危険物に関していえば、J I S が変わるたびに試験方法が変更すると危険物施設等の規制に影響が出るため、異例ではあるが、危険物においては法的安定性を考慮して年号を入れている。したがって、委員の言うとおりの、これまでに複数回変更しているものもあり得るのが現状である。大変難しい問題であるが、今後、年号まで規定していくのかを含め、検討していく必要がある。

【委員】法的安定性も重要であるが、法的継続性も考慮していくことも重要。全体的なコンセンサスが必要となる。慎重に検討してほしい。

A S T M も年号が規定されているのか？

【事務局】消防庁通知において、年号を規定している。

【座 長】今後のポイントとして2点あると考える。1つは、用語の問題として、消防法令の観点からどのように整理していくのか。もう1つは、法令等に的を絞って整理するのか、どこまでを対象として整理していくのか。事務局においてポイントを踏まえて整理していただきたい

【委 員】資料にあるJ I Sの新旧について、消防庁としてはどちらをリファーしていく考えか？また、今後、どれくらいの頻度で確認していく予定か？

【事 務 局】法的な建前上は規定に合った方法で試験を行う必要があるが、実際の測定器機が諸事情で変わってきているとすると、運用上の問題も絡んでくる。三宅委員の意見のとおりに、全体的なコンセンサスが必要となるため、危険物保安上問題がないなら、現状に合わせて改正していくのが良いと考える。また、確認の頻度であるが、試験基準を定めた当初は頻繁に確認していたが、J I Sの年号込みで引用していることもあり、近年は特段の動きがなければ見直しをしていない。しかしながら、実態がずれている部分も存在することがわかったので、運用上の問題を考慮しながら、今後は随時確認していくのが良いと考える。

【委 員】参考意見として、A S T Mにおいては、消火点など、法律に規定されていない用語があることに注意しなければいけない。法的な整合性を図る観点からすれば、過去の消防庁通知を改正することも必要となるかもしれない。

【座 長】資料にもあるとおり、今後のスケジュールの問題もあるかと思う。これまでの質疑を踏まえて事務局において慎重に対応していただきたい。

#### (5) 臭素酸カリウムに係る対応について

事務局より資料I－5により説明を行ったところ、以下の質疑があった。

【委 員】情報提供として、国連勧告では、臭素酸カリウムを用いた試験はいずれ無くなる。その理由は2つあって、1つは発がん性の問題で、もう1つはセルロースの規格がなくなるためである。現在セルロースの代替えを模索しているところであり、臭素酸カリウムが無くなる時期については未定である。質問として、国連勧告において発がん性物質のグループに分類されているのが分かっているながら、いつまで使用させるつもりか？

【事 務 局】化審法などの規制を受けての対応であれば経験があるが、そうではない中で消防法令において対応していくことについてはあまり経験がないため、委員の皆様にもご協力をいただきながら慎重に議論していきたい。

【座 長】消防法令上の試験方法として、燃焼試験と落球式打撃感度試験があるが、国連勧告では燃焼試験しかない。そのあたりを踏まえて何か参考となる意見はあるか？

【委 員】物質をどうするかという視点と、試験方法をどうするかという視点も持っておく必要があると考える。安全が担保された試験方法を規定するという考え方もある。

【委 員】代替案にせよ、試験方法の変更にせよ、実験は必要になる。また、試験をせずにすむ方法の模索など、広範囲に考えていくことも効果的かと考える。

【座 長】確かに実験は必要である。資料にもあるように、臭素酸カリウムに変わるような酸化力のある物質の検討、また、これまでの試験方法の見直しなども踏まえて慎重に検討していく必要があると考えるが、ほかに御意見等はあるか。

【委 員】同じ試験といっても、消防法令と国連勧告では、着目点が違う。消防法令では輸送だけでなく、貯蔵や消火など、様々な観点で考慮しなければならない。中国四川省で消防隊員が多数亡くなる事故も発生しているので、参考にしてほしい。

【委 員】スケジュールはどのように考えているのか？

【事 務 局】新井委員からの情報提供によると、直ちに臭素酸カリウムが使用できなくなる訳ではないとのことであったので、例えば今年度中といったスパンで対応する必要はないと考えられる。しかしながら、臭素酸カリウムに係る他の法令や国内世論などの動きがあるかもしれないので、早期に情報収集など、必要な準備を進めていく。

#### (6) 今後の検討会スケジュールについて（案）

事務局から資料Ⅰ－6により説明を行ったところ、委員からは異論なく了承された。

#### (7) その他

【事 務 局】流通量モニタリング物質の調査結果にあるオキシムの危険性について、次回の検討会において議論したいと考えている。

### 10 閉会

※ 第2回検討会を令和元年9月13日（金）10時から、第3回検討会を令和2年3月13日（金）10時から開催する予定となった。

以上